

年金シニアプラン総合研究機構コンプライアンス要綱

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構（以下「本機構」という。）は、コンプライアンスの運営理念及び行動憲章を定め、これを実現するため、次のとおりコンプライアンスを基本とした運営を行う。

1. 運営理念

本機構は、わが国における年金制度と年金資金運用及び年金生活に関する調査研究を促進することを目的とした専門研究機関である。このため、法令・諸規則や社会的規範を遵守し、関係機関及び個人の情報を守るとともに情報開示や説明責任を果たすことにより、透明な運営を実現するためにコンプライアンスを基本とした運営を行う。

2. 行動憲章

行動憲章は、コンプライアンスを実行していく上で最も基本となる6つの基本方針である。これらの方針は、役職員一人ひとりが公益財団役職員として誠実かつ適切な行動を行うための拠り所となる指針（ガイドライン）である。

○ 調査研究機関としての充実と発展

私たちは、本機構が年金制度と年金資金運用及び年金生活に関する調査研究等を促進することを目的とした専門研究機関であることを常に認識し、これらの調査研究事業等の充実と発展を図るよう活動する。

○ 関係機関への対応

私たちは、本機構の目的達成に関係する諸機関からの信頼を確保するために、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。

○ 法規範の遵守

私たちは、常に高い倫理観を持ち、法令、諸規則、社会のルールを遵守して行動する。

○ 個人情報の保護

私たちは、個人情報の重要性を常に認識し、安全な管理を徹底する。

○ 年金研究者等へのサービス

私たちは、年金研究者、賛助会員その他本機構の事業に関心を寄せる様々な者の要望を真摯に受け止め、質の高いサービスを積極的に提供する。

○ 職場環境の充実

私たちは、お互いに協力し合い、自由に意見交換の出来る風通しの良い職場環境を確保する。

3. 遵守事項

遵守事項は「行動憲章」の考え方にに基づき、通常業務で発生すると思われるコンプライアンス事項について適正かつ透明性の高い運営確保のために、次のとおり行動基準（求められる行動・してはならない行動）として具体的に列挙したものである。

(1) 関連法令等の遵守

① 関連法令の遵守

役職員は業務の遂行にあたっては、公益法人関連法令等についての十分な知識を持ち、これを遵守しなければならない。

② 定款及び諸規程等の遵守

役職員は、業務の遂行にあたっては定款及び諸規程等のルールについて十分に理解し、これに則して業務を遂行しなければならない。業務上の判断やその実施に際しては、まずその行動が内部のルールに反さないことを確認したうえで、本機構の目的、公益に資する行動をとるものとする。

(2) 業務執行に当たってのルールの遵守

① 適切な業務執行

役職員は、業務を適正かつ円滑に遂行するために各業務の業務執行権限及び業務執行過程を十分に把握し、ルールに基づいて業務を執行しなければならない。

特に、公印管理を厳重に行うとともに、資産、有価証券、現金等の有価物は、責任者が厳正に管理を行うものとする。

② 正確な記録の処理・管理

役職員は、本機構運営の適正を確保し、その透明性を高め説明責任を果たすために、会計帳簿や伝票等の記載に当たっては、関係法令や本機構の会計規程等に基づいて正しく記録・保管しなければならない。

③ 契約内容等のチェック

役職員は、関係機関等との契約（契約書、協定書、覚書、その他形式を問わず契約内容を確認する文書）については公平かつ公正な締結を行うものとする。また、外部に提出する文書の作成に当たっては事前に内容を十分チェックし、法令上不適切な内容がないか確認のうえ処理に当たるものとする。

④ 監査に対する協力

職員は、行政による実地監査、監事による監査等を受けるに当たり、虚偽の報告を行ってはならない。また、監査がスムーズに実施されるよう、必要書類の提出や個別の指示には速やかに従い、積極的に協力を行うものとする。

(3) 外部機関等に対する遵守

① 守秘義務

役職員は、関係機関等の機密情報その他公表されていない情報を入手したときは、在職中はもとより退職後においても、これを漏洩したり、情報の所有者の承諾なくいかなる目的にも使用しないこととする。

②適切な情報開示等

役職員は、本機構の業務概況等に関してはホームページ等を活用し、外部機関等に対して正確な情報を速やかに一般公開するよう努めなければならない。

③贈答・接待等の禁止

役職員は、本機構内外の関係者に対して社会的儀礼の範囲を超えた贈答や接待を行う行為若しくは受ける行為を行ってはならない。意図せず、問題があると思われるような事態に陥った場合は、その事実を上司に報告し、適切な指示を受けるものとする。

(4) 情報管理に関する法令及び規程等の遵守

①個人情報の保護

役職員は、「個人情報保護法」、「公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構個人情報保護管理規程」に基づき、個人情報の漏洩、滅失、毀損等を防止し、個人情報を保護しなければならない。

②情報の適切な管理

役職員は、「公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構調査研究情報管理規程」に基づき、調査研究に関する情報の適切な管理を行わなければならない。

これらの情報に関しては、業務目的外の利用・閲覧はもとより、非公開情報の外部漏洩には十分注意しなければならない。また、在職中に知り得た秘密情報は、たとえ退職後であっても第三者に漏らしてはならない。

③情報システムの適切な使用

役職員は、コンピュータ等の情報システムの利用に際して、他人のユーザーIDやパスワードを利用する等不正にアクセスし、情報の不正取得や情報の破壊、業務の妨害等を行ってはならない。

(5) 健全な職場環境・秩序を維持するための規範遵守

①人権の擁護

役職員は、人権の擁護に努め、人種、宗教、思想、国籍、年齢、性別、出身、心身の障害などに基づく差別はいかなる場合も行ってはならない。

②セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの禁止

役職員は、いかなる場合にあっても性的嫌がらせや他人に性的嫌がらせと誤解される恐れのある行為、また、相手に不快感を与える性的な言動や行為を行ってはならない。

また、職権などのパワーを背景に、継続的に人格や人としての尊厳を侵害する発言を行ったり職員の働く環境を悪化させるような不安感を与えてはならない。

③公私の区別の遵守

役職員は、職務の地位を利用して、私的な利益を図ってはならない。常に公私を峻別し行動しなければならない。

4. 実行に向けての措置

(1) 関連規程及び制度の整備

この要綱を実施するために、必要な諸規程を速やかに整備するとともに常に見直しを行うものとする。

(2) 報告・改善

この要綱で定められている禁止事項に該当する行為又は違反の恐れのある行為についてはこれを隠蔽せず、発見した場合、自ら行った場合を問わず、上司に報告しなければならない。このような事象が発生した場合は、本機構が中心となり速やかに是正・改善措置を行うこととする。

(3) コンプライアンス研修

新たに役職員になった者には、オリエンテーション時にコンプライアンスに関する研修を行い、社会的責任と公共的使命の自覚を促す。

(4) 罰則

役職員は、当該要綱で定めた行動憲章及び遵守事項に違反した者や違反を放置した者については、就業規則に基づき処分されることになる。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 7 日から施行する。